要領・マニュアル

無電柱化実施計画 要領

要 領

1. 無電柱化実施計画の意義

道路管理者(行政側)と電線管理者(企業者)との協議(埼玉県無電柱化協議会)によって策定する実施計画であり、当該計画に位置付けられている箇所を計画的に無電柱化していくものである。

当該計画に位置付けられていない箇所は、原則無電柱化できない。

2. 調査内容

2019 年度~2028 年度の間に無電柱化する道路の延長及び整備年次

3. 調査目的

無電柱化実施計画の策定のため

4. 無電柱化予定箇所の選定方法

無電柱化の推進に関する法律の理念や関係する各種計画、地域の実情、ニーズ等を踏まえて箇所を選定するものとする。

5. 調查対象

- ①現在までの地中化計画(別添:【参考】無電柱化実施箇所リスト)に未計上で、新たに無電柱化事業を進める道路。⇒様式1及び様式2の作成
- ②現在までの地中化計画に計上していて、継続して事業を進める道路。**⇒様式1の作成**
- ※区画整理、再開発については、組合施行等についても各市町村において作成。

(例:区画整理事業で県道の整備を行う場合は当該市町村で作成) (ただし、八潮新都市建設事務所分は当該事務所において作成)

※「【参考】無電柱化実施箇所リスト」は、第6期無電柱化計画(~平成25年度)までに計上されている路線が記載されています。平成26年度以降は、「早期合意箇所」として、計画は策定せずに、個別協議により電線管理者の合意を得てきました。この「早期合意箇所」の路線については、今回の調査対象①として、様式を作成してください。

6. 電線管理者との調整について

今回の調査に当たり、電線管理者(東京電力、NTT東日本等)への調整は不要。 集計後、事務局で取りまとめ調整を行う。

また、様式-2表の「需要密度」欄の入力は不要。

7. 各様式の作成について

各様式の記入例を参照。特に様式-1については下記の点にも注意してください。

- 「道路種別」欄について、市町村道(幹線)は1,2級道路を幹線としてください。
- 「事業種別」欄について、各項目の詳細は下記のとおり。

現 道: 用地買収を行うことなく、現歩道内で地中化を行う場合。

改 良: バイパスや現道拡幅により確保した歩道内に地中化を行う場合。

街 路: 街路事業として地中化を行う場合。

交 安: 交通安全事業で確保した歩道内に地中化を行う場合。

区画整理: 区画整理事業として地中化を行う場合。 再開発: 再開発事業として地中化を行う場合。

- ・「路線名」欄は、各管理者の道路名を記入してください。ただし区画整理事業等で 道路認定をしていない路線については、都計道名等でも可とします。
- ・「都市計画道路名」欄に記入する都計道名は「〇〇〇〇線」と名前のみを記入してください。「都計道〇〇線」や「3.4.1〇〇線」とは書かないでください。
- ・「上下線別」欄には、両側整備する場合は「上下線」、片側の場合は「上り線」「下 り線」のどちらかを記入してください。
- 「用途区域」欄の記入例は以下のとおり。

第 1 種低層住居専用地域 … 1 低住

第2種低層住居専用地域 … 2低住

第1種中高層住居専用地域 … 1中高住

第2種中高層住居専用地域 … 2中高住

第1種住居地域 … 1住

第2種住居地域 … 2住

準住居地域 … 準住

近隣商業地域 … 近商

商業地域 … 商業

準工業地域 … 準工

工業地域 … 工業

上記以外 … その他

- ・「参画企業」欄は分かる範囲で記入してください。 (既占用者など)
- 8. 提出期限、提出先及び提出方法

提出期限: 平成30年11月 9日(金)

提出方法: ①新規筒所がある場合:様式-1及び様式-2

②継続箇所のみの場合:様式1

以上該当する電子データ1式を下記提出先へ電子メールにより

送付してください。

提出先: 埼玉県道路環境課防災担当 永田、松浦

e-mail: a5090-08@pref.saitama.lg.jp

※該当が無い場合にもメールにて回答をお願いいたします。

電線共同溝整備計画

作成要領(案)

電線共同溝整備計画 作成要領(案)

1. 整備計画及び建設負担金の留意点

①整備計画区間は原則として指定告示区間とする。ただし、当該の区間の整備中、既指定区間と連続的な区間を追加して指定告示し併せて整備しようとする場合は、当初の整備計画に追加(整備計画の変更)し、占用予定者に通知した上で建設を行うものとする。

※事業区間と整備計画区間の設定等は、最終的には事業課と調整し決定すること。

- ②電線共同溝の建設中に整備計画を変更する必要が生じた場合、意見聴取の対象者は当該電 線共同溝の占用予定者とする。
- ③各占用予定者の各年度の建設負担金額は、各年度の電線共同溝の想定される建設延長(建設箇所)に応じて算定(割り振り)し、整備計画書に定める。なお、必ずしも建設箇所と 占用位置に相関関係がなくてもよいものとする。
- ④建設の状況(進捗)を勘案し、整備計画書に定める各年度の負担金額を徴収する。
- ⑤ (電線共同溝の) 建設完了後、大幅な延長の変更等があきらかになった場合は占用予定者 へ建設負担金の算定直しを依頼し、整備計画書を変更する。また変更整備計画書、に基づき建設負担金の精算を行う。なお、変更は建設完了後を待たず、建設中に行ってもよい。 他にも占用予定者が当初提出していた敷設計画(占用許可申請)と数量等に変更が生じた場合等においても整備計画の変更が必要となる。
- ⑦改築系(改良、街路等)事業における建設費の算定においては、<u>電線共同溝の建設に係る</u> 必要な費用のみの算定となるが、個別には事業課と調整し決定する。

2. 整備計画作成等に係る手順

- ①道路管理者は、法第4条の規定による(占用の許可)申請の勧告を行う。この際、各占用 予定者が「3. ④~⑥」を明らかにできるよう平面図、断面図等を示す(渡す)。
- ②各占用予定者が占用許可申請(敷設計画、建設負担金調書)を提出する。
- ③道路管理者(事業者)は事業計画(予算等)に則り、各占用予定者の敷設計画等を統合して、事業課と調整の上電線共同溝整備計画を作成する。
- ④道路管理者(事業者)は各占用予定者に電線共同溝整備計画の確定通知を行う。
- ⑤道路管理者(事業者)は電線共同溝整備計画に基づき電線共同溝の建設を行い、また、建 設負担金を徴収する。
- ⑥道路管理者(事業者)は、電線共同溝整備計画の変更(修正)があった場合は、同様に確 定通知し、建設負担金の精算を行う。

3. 電線共同溝整備計画に定めること

- ①位置及び名称
- ②構造及び耐用年数
- ③電線共同溝の占用予定者
- ④各占用予定者が占用することができる電線共同溝の部分
 - : 敷設区間及び敷設位置 (電線共同溝の断面において電線を敷設する管路等の位置をいう。 なお、民地への引き込みに要する横断管等についても対象となる。)
- ⑤各占用予定者の電線の敷設計画の概要
 - :各占用予定者が敷設する電線の種類及び数量、各占用予定者の電線の敷設予定時期等を定める。
- ⑥電線共同溝の建設に要する費用及び各占用予定者の建設負担金に関する事項
 - :「建設負担金に関する事項」は、令第2条の規定により算出した建設負担金(各年度の額等を含む)を定める。
- ⑦工事着手予定時期及び工事完了予定時期
- ⑧その他必要な事項

4. 電線共同溝の建設負担金の算定について

- ①建設負担金の算定にあたっては、「埼玉県電線共同溝建設負担金算定マニュアル」による。
- ②建設負担金の算定単価は占用許可申請時とする。
- ③建設負担金の算定直し(精算)については、大幅な延長の変更等がある場合としているが、これは建設負担金が算出条件に基づく推定の投資額を算定したもの(あくまで仮想の計算)であり、構造物(ボックス等)の若干の位置変更等による算定直しを行っても差違は軽微なものであると判断されるためである。そのため、占用予定者の敷設計画の変更がある場合は建設負担金の算定直しが必要である。

5. その他

- ①整備計画は電線共同溝整備計画書として整理し、建設完了後は永久保存する。
- ②供用開始後、維持管理(補修)費が必要となった場合は、原則として整備計画書の負担割合により費用負担する。(占用者も費用負担する。)

県道○○○線○○市○○地区

電線共同溝整備計画書

(案)

令和 年 月

○○県土整備事務所長

県道〇〇〇線〇〇市〇〇地区 電線共同溝整備計画書(案)

1.	名 称	県道○○○線○○市○○地区電線共同溝
2.	位置	 ※指定告示の区間 (上り) 自:埼玉県○○市○○町○番地 至:埼玉県○○市○○町○番地 (下り) 自:埼玉県○○市○○町○番地 至:埼玉県○○市○○町○番地
3.	構造	塩化ビニル管 (VP 管) : 内径○○mm~○○mm ○~○条 (電力用) 塩化ビニル管 (SU 管) : 内径○○mm~○○mm ○~○条 (通信用) 塩化ビニル管 (PV 管) : 内径○○mm~○○mm ○~○条 (通信用) 蓋掛け式U型ボックス 幅 ○.○○m~○.○○m (外側断面寸法) 高 ○.○○m~○.○○m
4.	延長	[上 り] ○○○m (○○○m)[下 り] ○○○m (○○○m)合 計 ○○○m[横断部] ○○○m※注) 延長は歩道の道路延長並びに () 書きで本体延長を記入
5.	占用予定者	東京電力パワーグリッド株式会社 東日本電信電話株式会社 株式会社ジェイコムイースト株式会社 ○○○○
6.	電線共同溝の建設	に要する費用負担

- 7. 占用予定者ごとの電線共同溝の占用部分及び電線の敷設計画概要 別紙敷設計画書のとおり(別紙-2)
- 9. 電線共同溝の耐用年数:50年

別紙建設費等調書のとおり(別紙-1)

(別紙-1)

負担額調書

単位:円

1 電線共同溝建設費内訳

電線共同溝建設費用※	()	()は建設負担金内
电脉共间偶建取复用器				書

[※]概算額(税抜き)とする。

2 負担区分

占用予定者	金額	備考

[※]税抜きとする。

3 概算負担金聴取資金計画書

(例)

3. 概算負担金徴収資金計画書

名称:			
Z 1/1\ '			
-LJ 4/1' .			

		4小安百		年度別	川内訳	
		総額	2021年度	2022年度		
	税抜き負担金		1			
東京電力PG	消費税相当額					
	計					
	税抜き負担金					
NTT東日本	消費税相当額					
	計	e.				
	税抜き負担金					
KDDI	消費税相当額					
	計					
	税抜き負担金					
softbank	消費税相当額					
	計					
	税抜き負担金					
JCOM	消費税相当額					
	計					
	税抜き負担金					
	消費税相当額					
	計					<u></u>
	税抜き負担金					
	消費税相当額					
	計					
	税抜き負担金					
	消費税相当額					
	計					
税抜き	負担額計					
消費科	兑相当額計 記載					
合	計					

[※]年度の割り振りについては県土整備事務所が案を作成し、関係者と調整し決定する ※整備計画書策定時において年度別内訳の見通しがつかない場合、添付を省略する こともできる。

(別紙-2)

敷設計画書

占用予定者ごとに電線計画概要を示す。以下記入例

- ○○○○株式会社
- ○○支社

電線の敷設計画概要

- ・占用部分 別図(位置図、平面図、標準断面図等) *のとおり
- ・電線の種類 通信線 電力線等
- ・電線の構造 光ケーブル 同軸ケーブル その他 外径〇〇mm 条数〇~〇条(電力) 外径〇〇mm 条数〇~〇条(電力)
- ・電線を占用する予定期間電線共同溝の建設完了後50年間
- ・占用することができる電線共同溝の部分及び敷設計画 別紙のとおり(別紙 - 1)
- ※) 位 置 図:整備区間を朱で着色し延長を表示

平 面 図:占用予定者ごとの占用区間、延長を表示

標 準 断 面 図:占用予定者ごとの占用部分を表示

(別紙-2-1)

1. 建設負担金算定調書

路線名	県道〇〇〇〇線
区間	〇〇市〇〇町〇〇番地先から 〇〇市〇〇町〇〇番地先まで
電線共同溝名	〇〇市〇〇地区電線共同溝

電線管理者名	〇〇株式会社〇〇支店

	仮想埋	設物件				
		タイプ	L:占用区間延長	N:条数	A:標準単価	C:建設負担金
	区間番号	通信・電力の別	(m)	(条)	(円/条・m)	(円)
	1					
	2					
	3					
	4					
	(5)			Ĭ.		
III III An	6					
標準部	7					
	8					
	9					
	10					
	標準部計(i)			$\overline{}$	$\overline{}$	
	11)					
	12					
	13)					
横断部	14)					
	(15)					
	横断	f部計(ii)		$>\!\!<$	\searrow	
,	小計(iii=	: i + ii)				
消費稅	相当額()	iv = iii × 0. 10)				
	合計(v=	iii + iv)				

※適宜、行の挿入、削除を行うこと。

占用申請に添付された敷設計画を利用して良い

(別紙 - 2 - 2)

占用することができる電線共同溝の部分使用及び電線の敷設計画

占用者:㈱○○○○

区 間:上り線(E1~E2) 延 長:亘長(※1)50m

(管路延長 (※2) 4 0 m)



敷設計画

種別	初	年	度	5	年	後	計
ϕ 52 \sim ϕ 63mm	1条			0条			1条
ϕ 24 \sim ϕ 36mm	1条			1条			2条

※1:特殊(ボックス)部の中心間距離。端部はボックス外壁までとする。

※2:ボックス内壁~ボックス内壁の距離。

埼玉県電線共同溝建設負担金算定マニュアル

令和 3年 4月(仮) 改訂版

埼玉県電線共同溝建設負担金算定マニュアル

1. 適用範囲

「電線共同溝の整備等に関する特別措置法」(以下「電線共同溝法」という。)に基づき 電線共同溝を整備する際の建設負担金の算定に用いるものとする。

なお、『平成16年10月1日以降に「電線共同溝法」第4条第2項に規定する占用申請勧告を行う路線』について適用するものであり、それ以前に占用申請勧告を行った路線に係る当初算定及び変更算定については、従前の方法によるものとする。

ただし、占用予定者であった者以外の者等の占用負担金(電線共同溝法第13条) の算 定に際して、当マニュアルを準用する場合にはこの限りではない。

2. 建設負担金算定の基本的考え方

建設負担金は、「電線共同溝の建設によって支出を免れることとなる推定の投資額等を勘案して政令で定めるところにより算出した額の費用」(電線共同溝第6条)であり、

あくまでも仮想設計による算定を基本としていることから、整備計画の大幅な見直し(指定区間延長の大幅な増減、占用条数の変更等)が無い限り、算定の見直しは行わないものとする。

また、建設負担金の算定は仮想設計によるものであることから、建設負担金算定に係る延長と実際の占用申請延長とは差違が生じるものである。

3. 算定条件

- 1) 基本的な考え方
- ①占用予定者が電線を自ら設置、維持修繕のための掘削、埋戻しに要する費用を算定。
- ②電線共同溝の耐用年数は50年。
- ③電線の埋設条件は、道路の地下30cm程度の浅層に、直接(管路を設けないで) 電線を埋設。
- ④電線の耐用年数は25年。(25年毎に再掘削して電線を更新する。)
- ⑤建設負担金の額は当初埋設費用と25年後の再掘削・埋戻し費用(ただし、当初埋設が初年度でない場合、および25年後の費用は建設大臣が定める年利率(4.0%)で現在価値に換算)の合計から新規必要経費を除くものとする。

2)標準単価

①電線共同溝法第7条第1項に規定される建設負担金の額については、事務手続きの簡素 化の観点を踏まえ、同法施行令第2条に基づき算定した標準単価により算出するもの とする。ただし、特段の事情等によりこれにより難い場合には、別途算出することも 可能とする。 ②難視聴の解消を目的とするケーブルに係る建設負担金については、その設置の経緯等を 踏まえ、道路管理者がその相当額を補償することができるものとする。

【参考】建設負担金算定の考え方

- ・電線共同溝法において、占用予定者(電力、通信等)は、電線共同溝の建設に要する費用のうち、建設によって支出を免れることとなる推定の投資額等を負担することとしている。(法第7条)
- ・また、占用予定者は当該箇所の電線共同溝整備計画に応じて、毎年度道路管理者 へ支払い、道路管理者は建設完了時に納付した負担金を精算することとしている。 (政令第4条)
- ・建設負担金は、政令第2条に基づき、
 - ①道路の地下30cm程度の浅層に、直接(管路を設けないで)埋設するために 必要な掘削・埋め戻し費用【初年度埋設工事費】
 - ②電線の更新のために行う再掘削・埋め戻し費用(25年後)を現在価値に割り戻した費用【再掘削工事費】
 - の総和から、
 - ③電線共同溝に入溝することによって必要となるハンドホール内の電線用の棚等 の追加的設備に要する費用【新規必要経費】

を控除することにより算定している。

- ・従来、建設負担金は、区間毎・占用予定者毎に算定しており、占用予定者が試算 したものを道路管理者へ提示し、道路管理者が審査した上で決定しているため、 仮想的に算出しているにもかかわらず占用予定者、道路管理者双方の事務負担が 大きくなっていた。このため、無電柱化推進計画においては、政令第2条に基づ きつつ、事務手続きの負担の低減を図るため標準単価を設定したものである。
- ③標準単価は下記のとおりとする。

平成29年7月20日付け事務連絡「電線共同溝整備に係る建設負担金の標準単価について」より以下のとおりとする。

標準単価、通常整備:686千円/条・km

同時整備: 143千円/条·km(※)

ただし、当マニュアル策定以降標準単価が改定された場合にはその単価とする。

※将来に置いて無電柱化の必要性が見込まれる箇所において、道路の新設又は拡幅(土地区画整理事業等による場合を含む。)と一体的に行う電線共同溝の整備をいう

4. 道路管理者から電線管理者に提示する条件

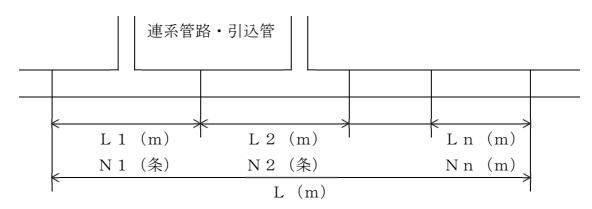
建設負担金の算定にあたって、道路管理者から占用予定者に下記の内容を記した建設負担金算定条件書「別紙1」を提示するものとする。

- 1) 建設負担金の算定範囲(電線共同溝の整備区間)
- 2) 提出条件(提出期限・問合せ先及び提出場所・提出書類) 3) 建設負担金算定の考 え方

5. 算定方法

1)①算定方法は、下図のとおりである。

(略図)



当該区間に係る建設負担金 (C)

$$C = \Sigma (L \times N \times A) = (L 1 \times N 1 \times A) + (L 2 \times N 2 \times A) + \cdot \cdot \cdot + (L n \times N n \times A)$$

L:占用区間延長

N:占用ケーブル条数

A:標準単価

②上図でL1、L2・・・Lnは占用する電線共同溝整備道路の区間延長及び道路横断方向の延長である。

区間延長方向:特殊部中心~特殊部中心(事業区間端部も同様)

道路横断方向:歩道幅員中心~歩道幅員中心

Li=車道幅員+(歩道幅員/2+歩道幅員/2) (区間延長方向と垂直に埋設するものと想定する)

なお、延長は小数点以下第1位を四捨五入し、区間毎にm単位の整数とする。

- ③連系管路及び引込管に係る費用は、標準単価に含まれている(連系管路及び引込管の延長はLには含めない)。
- ④Nは引込ケーブル、連系ケーブルを除く条数とする。

- ⑤①で算定される建設負担金(C)には消費税相当額を除く全ての費用を含む。
- 2) 電線共同溝の初年度に入溝する場合の標準単価

①既架空占用線:電線共同溝管路築造完了、入溝可能となった時点で入溝する場合。 【通常の入溝は「初年度に入溝」とする】

②新規占用線:上記と同時期に入溝する場合。

【通常の入溝は「初年度に入溝」とする】

標準単価は【686 (千円/条・km)】とする。

- 3) 電線共同溝への入溝時期が後年度(n年後)の場合の標準単価
 - ①既架空占用線:基本的に適用しない。

【電線共同溝管路築造完了、入溝可能となったにも関わらず、電線 管理者側の事情により入溝の時期が遅れる場合には「入溝時期が 後年度」としては扱わない】

②新規占用線:電線共同溝管路築造完了、入溝可能となった時点で入溝せず、相当の期間をおいてから入溝する場合。

【電線管理者の事業計画等によるもの】

標準単価は

【686(千円/条・km)×
$$\frac{1}{(1+0.040)^n}$$
】とする。

※算定にあたっては、電線共同溝に入溝する時期にあわせて、「電線共同溝施行令」 第2条付録第一の式により現在価格に割り戻すこととなる。

【参考】当初入溝がn年後の場合の当初埋設費用算定のための割戻率

$$\begin{bmatrix} \frac{1}{(1+r)^i} = \frac{1}{(1+0.040)^n} \end{bmatrix}$$

ここで、

r:国土交通大臣が定める年利率(4.0%)

i: 当初入溝の時期(n年後)

4) 先行整備の電線共同溝の場合の標準単価

当初の入溝時期を5年後として、3)電線共同溝への入溝時期が後年度の場合と同様に取り扱う。

(参考) 電線共同溝法での記述

電線共同溝の占用予定者の建設負担金は「電線共同溝法」第7条に以下のとおり規定されている。

- 第7条 電線共同溝の占用予定者は、電線共同溝の建設に要する費用のうち、電線共同 溝の建設によって支出を免れることとなる推定の投資額等を勘案して政令で定めると ころにより算出した額の費用を負担しなければならない。
 - 2 電線共同溝の建設に要する費用の範囲、負担金の納付の方法及び期限その他前項の負担金に関し必要な事項は、政令で定める。

【政令】(電線共同溝の整備等に関する特別措置法施行令)

第2条 法第7条第1項(法第8号第3項において準用する場合を含む。)の規定に基づく負担金(以下「建設負担金」という。)の額は、付録第一の式により算出した電線共同溝の建設又は増設によって支出を免れることとなる金額(当該算出した金額の合計額が電線共同溝の建設又は増設に要する費用の額を超える場合にあっては、当該費用の額に当該合計額に対する当該算出した金額に割合を乗じて得た額)とする。

【付録第一】 (第2条関係)

$$A = \sum_{i=0}^{n} ai \frac{1}{(1+r)^{i}}$$

Aは、電線共同溝の建設又は増設によって支出を免れることとなる金額 aiは、電線共同溝の占用予定者又は増設に係る電線共同溝の占用予定者が法第4条 第1項(法第8条第3項において準用する場合を含む。)の規定によってした申請に係る電線を当該電線共同溝の建設又は増設が行われる道路の地下に自ら設置する必要がなくなることにより、当該電線共同溝の建設又は増設に係る工事完了予定時期の属する年度以降その占用することができる期間内のi年目の年度において支出を免れることとなる道路の掘削及び埋戻しその他当該電線の設置又は管理に要する費用の額(当該電線を当該電線共同溝に敷設することにより電線共同溝の占用予定者又は増設に係る電線共同溝の占用予定者ごとに追加的な設備が必要となるときは、これに要する費用の額を控除した額)

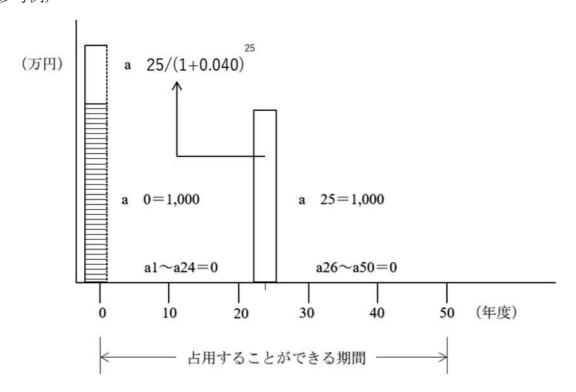
nは、当該電線共同溝の耐用年数

rは、建設大臣が定める年利率(4分)

<建設負担金の考え方>

- ・電線の耐用年数(25年)ごとに掘削及び埋戻しを行うものとする。
- ・電線共同溝の建設完了後、当初から(電線を)敷設するものとする。
- ・占用することができる期間は50年(電線共同溝の耐用年数)とする。
- ・現在価格に割り戻す(=現在価値に換算する)際の年利率は、(国土交通大臣が定める年利率) 4.0%とする。

(参考例)



掘削及び埋戻し費用を1,000 万円と仮定

$$\frac{\sum_{i=0}^{50} ai}{(1+r)^{i}} = a0 + a25 / (1+0.040)^{25}$$

県道〇〇〇〇線〇〇市〇〇地区電線共同溝

建設負担金算定条件書

令和〇〇年〇〇月

埼玉県〇〇県土整備事務所

1. 算定範囲

1)路線名: 県道○○○線

2) 名 称: ○○市○○地区電線共同溝

3)区間: ○○市○○町○丁目○番地先

~○○市○○町○丁目○番地先4)部 分: 上り線・下り

線・上下線の別

2. 提出条件

1)提出期限 : 今和〇年〇月〇日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く

毎日午前8時30分から午後5時まで

2) 問合せ先 : 〒○○○-○○○ ○○市○○町○目○番地

及び ○○県土整備事務所 ○○担当

3) 提出書類 : 建設負担金算定調書「別紙様式」に基づくもの、

または占用企業者による統一様式での提出による。

(占用企業者としての統一様式で提出する場合においては、

事前に確認を行うこと)

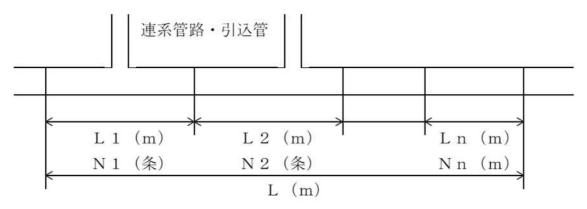
3. 建設負担金算定の考え方

- 1) 基本的な考え方
 - ①占用予定者が電線を自ら設置、維持修繕のための掘削、埋戻しに要する費用を算定。
 - ②電線共同溝の耐用年数は50年。
 - ③電線の埋設条件は、道路の地下30cm程度の浅層に、直接(管路を設けないで) 電線を埋設。
 - ④電線の耐用年数は25年。(25年毎に再掘削して電線を更新する。)
 - ⑤建設負担金の額は当初埋設費用と25年後の再掘削・埋戻し費用(ただし、当初埋設が初年度でない場合、および25年後の費用は建設大臣が定める年利率(4.0%)で現在価値に換算)の合計から新規必要経費を除くものとする。
 - ⑥占用位置は、歩道中央部とする。
 - 2) 電線共同溝法第7条第1項に規定される建設負担金の額については、事務手続きの簡素 化の観点を踏まえ、同法施行令第2条に基づき算定した標準単価により算出するものと する。ただし、特段の事情等によりこれにより難い場合には、別途算出することも可能 とする。

なお、標準単価については、686(千円/条・km)とする。

3) ①算定方法は、下図のとおりである。

(略図)



当該区間に係る建設負担金 (C)

$$C = \Sigma (L \times N \times A) = (L 1 \times N 1 \times A) + (L 2 \times N 2 \times A) + \cdot \cdot \cdot + (L n \times N n \times A)$$

L:占用区間延長

N:占用ケーブル条数

A:標準単価

②上図でL1、L2・・・Lnは占用する電線共同溝整備道路の区間延長及び道路横断方向の延長である。

区間延長方向:特殊部中心~特殊部中心(事業区間端部も同様)

道路横断方向:歩道幅員中心~歩道幅員中心

L i = 車道幅員+ (歩道幅員/2+歩道幅員/2)

(区間延長方向と垂直に埋設するものと想定する)

なお、延長は小数点以下第1位を四捨五入し、区間毎にm単位の整数とする。

- ③連系管路及び引込管に係る費用は、標準単価に含まれている(連系管路及び引込 管の延長はLには含めない)。
- ④Nは引込ケーブル、連系ケーブルを除く条数とする。
- ⑤①で算定される建設負担金(C)には消費税相当額を除く全ての費用を含む。

【参考】

- ・電線共同溝法において、占用予定者(電力、通信等)は、電線共同溝の建設に要する費用のうち、建設によって支出を免れることとなる推定の投資額等を負担することとしている。(法第7条)
- ・また、占用予定者は当該箇所の電線共同溝整備計画に応じて、毎年度道路管理者 へ支払い、道路管理者は建設完了時に納付した負担金を精算することとしている。 (政令第4条)
- ・建設負担金は、政令第2条に基づき、
 - ①道路の地下30cm程度の浅層に、直接(管路を設けないで)埋設するために 必要な掘削・埋め戻し費用【初年度埋設工事費】
 - ②電線の更新のために行う再掘削・埋め戻し費用(25年後)を現在価値に割り戻した費用【再掘削工事費】
 - の総和から、③電線共同溝に入溝することによって必要となるハンドホール内の 電線用の棚等の追加的設備に要する費用【新規必要経費】 を控除することにより算定している。
- ・標準単価は新電線類地中化計画における整備箇所での実績調査結果等に基づき、 設定している。

4. 参考図

占用が予定される道路及び電線共同溝(案)は別図のとおりである。

少条数参画事業者の建設負担金算定の基本方針

1 基本方針

少条数参画事業者(CATV,有線ラジオ放送事業者等)の建設負担金の算定については、 多条数参画事業者(東京電力、NTT等)と同一の方法とする。

また、標準単価はケーブル径によらず同一の単価とする。

2 基本方針の考え方

これまで、少条数参画事業者の建設負担金算定においては、電気通信事業者(原則NTT) と同時施工で行うものとし、通信事業者に埋設費を支払うことを想定し、電気通信事業者 が算出した埋設費(工事費)を掘削幅比で按分して算出されてきた。

これは、少条数参画事業者の中には独自の積算基準、単価を持たない事業者がおり埋設費を算出することが困難であったことに起因するものである。

しかしながら、無電柱化推進計画における取扱いにおいては、建設負担金の算出について標準単価が設定されており、独自の積算基準、単価を持たない事業者においても容易に建設負担金の算出が可能となったことから、少条数参画事業者と多条数参画事業者を同一の取扱いとするものである。

また、標準単価にはケーブル径による補正は設定されていないことから、同一の単価とするものである。

県道〇〇〇〇線〇〇市〇〇地区電線共同溝

建設負担金算定調書

令和〇〇年〇月

〇〇株式会社〇〇支店

1. 建設負担金算定調書

路線名	県道〇〇〇〇線
区間	〇〇市〇〇町〇〇番地先から 〇〇市〇〇町〇〇番地先まで
電線共同溝名	〇〇市〇〇地区電線共同溝

電線管理者名	〇〇株式会社〇〇支店	
--------	------------	--

	仮想埋	設物件				
		タイプ	L:占用区間延長	N:条数	A:標準単価	C:建設負担金
	区間番号	通信・電力の別	(m)	(条)	(円/条・m)	(円)
	1					
	2					
	3					
	4					
	⑤					
標準部	6					
保午中	7					
	8					
	9					
	10	5				
	標準部計(i)			><		
	11)					
	(12)					
	(13)		[5]			
横断部	(14)					
	(15)					
	横图	新部計(ii)		><	><	
,	小計(iii=	= i + ii)				
消費稅	柏当額(iv = iii × 0. 10)				
	合計 (v =	= iii + iv)				

※適宜、行の挿入、削除を行うこと。

2. 平面図・横断図

建設負担金算定調書の根拠となる、平面図・横断図等を添付すること。 (位置、区間番号、各区間別延長、条数を明示すること)

埼玉県電線共同溝管理規定

埼玉県電線共同溝保安細則

埼玉県電線共同溝管理規程

(目的)

第1条 この規程は、埼玉県知事(以下「道路管理者」という。)が管理する電線共同溝に関し、電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成7年3月23日法律第39号)第18条の規定に基づき、電線共同溝の構造の保全及び管理費用の負担に関する事項、電線共同溝に敷設する収容物件の管理に関する事項及びその他電線共同溝の管理に関する事項を定め、もって電線共同溝の安全かつ円滑な管理運営を期することを目的とする。

(管理区分)

第2条 電線共同溝及び道路管理者が道路の施設として電線共同溝に敷設する電線、通信線及び特殊部に設ける取付け金具等(以下「道路設備」という。)は、道路管理者が管理し、電線共同溝に敷設する道路設備以外のもの(以下「占用物件等」という。)は占用物件の敷設に関する道路管理者の許可を受けた者(以下「占用者」という。)が管理するものとする。

(工事の承認)

- 第3条 占用者は、公益物件等に関する工事(以下「占用工事」という。)を施行しようとするときは、電線共同溝占用工事施行承認申請書(別記様式第1)を当該電線共同溝の管理を担当する県土整備事務所長(以下「事務所長」という。)に提出し、その承認を受けなければならない。なお、この場合は、施工計画書を添付しなければならない。ただし、軽微なものについては一部を省略することができる。
 - 2 道路管理者及び占用者以外の者が電線共同溝内で工事作業等を行おうとする場合は、あらかじめ本規程及び第13条の規定に基づく保安細則を熟知のうえ、電線共同溝工事承認願(別記様式第2)を事務所長に提出してその承認を受けなければならない。
 - 3 事務所長は、県土整備事務所職員から電線共同溝管理担当者(以下「管理担当者」 という。)を指定し、第1項及び第2項の工事等の監督を行うものとする。

(工事の施行)

- 第4条 電線共同溝内において第3条の規定による承認を受けて工事を施行する場合においては、前条の規定によるほか、次の各号に掲げるところによらなければならない。
 - 1 占用者は、占用工事の際に電線共同溝の構造及び他の占用物件の保持に支障を及ぼさないために必要な措置を講ずること。
 - 2 工事施行に伴う事故発生を未然に防止するよう万全の措置を講ずるものとし、万一、事故が発生した場合は、直ちに応急措置を講ずるとともに遅滞なく電線共同溝の管理を担当する事務所長に報告し、その指示を受けること。
 - 3 占用者は占用工事が他の道路設備及び占用物件(以下「収容物件」という。)に 支障を及ぼすおそれがあるときは、他の占用者に意見を聴き、必要により立会いを 求めるものとする。
 - この場合において、事務所長は、特に立会いが必要であると認めたときは、他の 占用者に立会いを指示することができる。
 - 4 事務所長が工事を施行する場合、占用物件に影響を及ぼすおそれがあるときは、 事前に関係占用者と連絡、打合せを行うものとする。
 - 5 占用者以外の者が工事を施行する場合は、第1号から第3号までの規定に準拠しなければならない。
 - 6 占用工事に伴い、附帯設備の設置等が必要となった場合は、道路管理者と協議す

るものとする。

7 占用者は、承認を得た工事が完了したときには、すみやかに事務所長に電線共同 溝内占用工事完了届(別記様式第3)を提出し、完了の確認を受けなければならない。

(収容物件の明示)

第5条 道路管理者及び占用者は、収容物件の管理者名、敷設年及び電圧(電気事業法の 規定に基づいて設ける電線に限る。)を明示するものとする。

(収容物件に変更がある場合の措置)

第6条 事務所長は、占用物件が新たに加入する等収容物件に変更が生ずるときは、あら かじめ関係占用者に通知するものとする。

(工事目的以外の入溝)

- 第7条 占用者が工事目的以外で電線共同溝に入溝しようとするときは、占用者は事務所 長に電線共同溝工事入溝承認申請書(別記様式第4)を提出し、その承認を受けな ければならない。
 - 2 緊急を要する場合には、占用者が事務所長に連絡し、その指示に従って入溝できるものとし、事後すみやかに入溝報告書(別記様式第5)を提出し、内容等の確認を受けなければならない。
 - 3 道路管理者又は占用者以外の者が入溝しようとするときは、第1項及び第2項の 規定を準用する。
 - 4 道路管理者が報道機関、マスコミ関係者等の入溝を許可する場合は、必要に応じ 関係占用者に連絡するとともに、必要な措置を打ち合わせするものとする。

(点検及び通報の義務)

- 第8条 事務所長及び占用者は、第2条に規定する管理区分に従い、電線共同溝、収容物件を定期的に又は必要に応じ巡視、点検を行い、自己の管理する施設を常時良好な状態に保持するよう努めなければならない。
 - 2 管理担当者及び占用者は、巡視又は点検の際電線共同溝及び全ての収容物件に注意を払い、異常を発見した時は、直ちに事務所長及び関係機関に通報するとともに、収容物件の保全に努めるものとする。
 - 3 前項又は第4条第2号の異常又は事故のあった物件の占用者は、必要な措置を完了した後、直ちに事務所長に事故報告書(別記様式第6)を提出しなければならない。

(費用の負担)

- 第9条 電線共同溝の改築、維持、修繕、災害復旧及びその他の管理に要する費用は、当該工事等に直接必要な本工事費、附帯工事費、測量及び試験費、補償費、船舶及び機械器具費、営繕宿舎費並びに事務費の合計額に当該電線共同溝の建設に要した負担割合を乗じて得た額を道路管理者及び占用者がそれぞれ負担するものとする。ただし、道路管理者は、この規定によることができない場合又は著しく公平を欠くと認められる場合には、占用者の意見を聴取し、別に負担金の額を定めることができる
 - 2 前項の負担額の算出にあたり、各占用者の負担額に円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨て、端数は道路管理者が負担するものとする。
 - 3 電線共同溝、収容物件の設置又は管理の瑕疵により、電線共同溝又は収容物件に 損害を与えた場合の復旧費は、第1項の規程にかかわらずその原因者の負担とする。

- 4 電線共同溝の改築が特定の占用者のみの利用に資するものである場合又は特定の占用者の原因に基づき必要となった場合には、当該電線共同溝の改築に要する費用は当 該占用者の負担とする。
- 5 負担金のうち船舶及び機械器具費、営繕宿舎費並びに事務費の算出は次のとおりとする。
 - 一 船舶及び機械器具費は、本工事費、附帯工事費、測量及び試験費、補償費の合計額を次表に掲げる基準額ごとに区分し、それに応じた率を乗じて算出した額とする。ただし、合計金額が5,000,000円未満の場合を除く。

船舶及び機械器具費の率
0.8%
0.6%
0.4%
0. 2%

二 営繕宿舎費は、本工事費、附帯工事費、測量及び試験費、補償費並びに船舶 び機械器具費の合計額を次表に掲げる基準額ごとに区分し、それに応じた率を乗 じて算出した額とする。ただし、合計金額が5,000,000円未満又は工期が100 日未満の場合を除く。

基準額	営繕宿舎費の率
20,000,000円以下の金額	1.0%
20,000,000円を超え50,000,000円以下の金額	0.8%
50,000,000円を超え80,000,000円以下の金額	0.6%
80,000,000円を超える金額	0.4%

三 事務費は、本工事費、附帯工事費、測量及び試験費、補償費、船舶及び機械器具費並びに営繕宿舎費の合計額を次表に掲げる基準額ごとに区分し、それに応じた率を乗じて算出した額とする。

基	準	額	事務費の率					
20, 000, 000	円以下の金額		10%					
20, 000, 000	円を超え50,000,	8 %						
50, 000, 000	円を超え80,000,	000円以下の金額	6 %					
80, 000, 000	円を超える金額		4 %					

(負担金の徴収時期及び徴収方法)

- 第10条 前条の規定に基づき算出した負担金の各年度額を明らかにするため、道路管理者 は負担金徴収計画を作成するものとする。
 - 2 占用者は、負担金徴収計画に明示された各年度の負担金を道路管理者と合意した期日までに予納するものとする。
 - 3 負担金は、事務所長の発行する納入通知書により徴収するものとする。

(負担金の精算)

第11条 前条の規定により道路管理者が徴収した負担金は毎会計年度末に精算するものとする。ただし、改築、維持、修繕、災害復旧及びその他の工事で完了の都度精算できるものについては、その都度精算することができるものとする。

(損害又は紛争の処理)

第12条 電線共同溝、収容物件の設置又は管理の瑕疵により、他者(道路管理者及び他の 占用者を含む。)に損害を与え、又は他者と紛争が生じた場合においては、当該原 因者の責任において解決しなけらばならない。 (保安細則)

第13条 道路管理者は、保安、防災上特に必要に事項について占用者の意見聴取のうえ、 別に電線共同溝及び収容物件に関する保安細則を定めることができる。

(規程に関する疑義等)

第14条 この規程に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、道路管理者と占 用者がその都度協議するものとする。

附 則

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(発番)

この規程は、令和 3年4月1日から施行する。

電線共同溝占用工事施行承認申請書

 第
 号

 年
 月

 日

年 月 日

○○県土整備事務所長 様

 占用者名
 印

 担 当 者
 T E L

号

第

下記により工事施行したいので承認願います。

記

占用許可

目 的					
路線名	県道○○□□線	県道○○□□線 電線共同溝名 ○○市○○地区電線		線共同溝	
場所			km ~	~	km
工事期間	年月	日から	年	月	日
工事名					
工事内容					
規模数量					
添付図面	位置図、平面図、	縦断図			

電線共同溝占用工事施行承認書

上記について、これを承認します。ただし、工事にあたっては「埼玉県電線共同溝管理規程」及び「埼玉県電線共同溝保安細則」を厳守しなければならない。

○ 第 号年 月 日○○県土整備事務所長

電線共同溝工事承認願

 第
 号

 年
 月

 日

○○県土整備事務所長 様

下記により工事施行したいので承認願います。 記

目 的 路線名 ○○市○○地区電線共同溝 県道○○□□線 電線共同溝名 場所 km \sim km 年 月 日 工事期間 年 月 日から 工事名 工事内容 規模数量 位置図、平面図、縦断図 添付図面

電線共同溝工事承認書

上記について、これを承認します。ただし、工事にあたっては「埼玉県電線共同溝管理規程」及び「埼玉県電線共同溝保安細則」を厳守しなければならない。

○ 第 号年 月 日○○県土整備事務所長

電線共同溝占用工事完了届

第号年月日

○○県土整備事務所長 様

 占用者名
 印

 担 当 者
 T E L

年 月 日付け $\bigcirc\bigcirc$ 第 号で承認を受けた下記工事が完了したので、 完了届を提出します。

記

- 1. 目 的
- 2. 工事名
- 3. 場 所
- 4. 工事内容
- 5. 工事期間
 年月日 着手

 年月日 完了
- 6. その他

上記工事について、工事が完了したことを確認しました。

年 月 日

○○県土整備事務所長 印

電線共同溝入溝承認申請書

年 月 日

○○県土整備事務所長 様

会社名 住 所 氏 名 印 TEL

下記のとおり電線共同溝に入溝したいので承認願います。

記

1. 入溝箇所 路線名 県道○○□□線(○○市○○地区電線共同溝名)

場所○○市○○町~○○市○○町(上り線・下り線)

2. 入溝目的

年 月 日 時 分から 3.期間

年 月 日 時 分まで

監督責任者

入溝責任者 4. 入溝者等

> 会社名 住 所 氏 名

TEL

入溝総人数 (1) あり 「防火責任者 5. 火気使用

(2) な し

電線共同溝入溝承認書

上記申請について、下記の条件を付して、これを承認します。

事故等異常が発生したときには、速やかに別添の緊急連絡系統図により○○土木事務 所 及び関係機関に連絡すること。

> ○○第 묽 年 月 日

○○県土整備事務所長 印

電線共同溝緊急入溝報告書

						有	Ē	月	日
○○県土整備事務	务所長 様			会社					
				住 氏 TE	名			印	
年 月下記のとおり報告し	月 日 時 します。	矢	分に緊急に	車絡を	行い、電網	泉共同清	孝にえ	入溝した	このて
			記						
1. 入溝箇所	路線名 県道(]□線(() () 市(○○地区電	記線共同	引溝名	名)	
	場所○○ⅰ	节〇〇)町 ~	\bigcirc	市〇〇町	(上))線	• 下り糸	泉)
2. 入溝目的等	(1) 目	的							
	(2) 異常の内	容							
	(3) 措置の内	容							
3.期間	年	月	日	時	分から				
	年	月	日	時	分まで				
	監督責任者								
4. 入溝者等	入溝責任者								
	会社名								
	住 所								
	氏 名								
	TEL								
	入溝総人数			名					
5. 火気使用	(1) あ り		「防火責何	壬者					
	(2)なし								
				_					
	石	寉	認	書					

上記報告について、これを確認しました。

○ ○ 第 号年 月 日

○○県土整備事務所長 印

別記様式第6

和 檙 乜 冊

#

中日

町 卅 紙

> 綦 埼玉県〇〇県土整備事務所長

占用者住所

佑 出

믒

下記のとおり報告します。

			済・未						
	冬	谷	への連絡						
- 場 所:	盐	盐	他の占用者への連絡	TEL	TEL				
	Ш	Ш)	. 由	. 由				
〇〇地区電約	田	田							
線 (00市(中	年	(TEL						
県道〇〇〇〇線(〇〇市〇〇地区電線共同溝)			なし・ あり						
所	盐	盐	影響	E者	布	民	浜	割	業
. 健	H H	日上	への景	事故処理に携わった責任者	作成	茶	七		₩□
名.	発生	理終	用者	こ携わ・	十二	6	6	6	夲
飨	故	故処	の 占	故処理(北	乜	黚		,
恕	₩	冊	争	中	幸	₩-	以	4	账

埼玉県電線共同溝保安細則

(目的)

第1条 この細則は、埼玉県電線共同溝管理規程(平成11年4月 1日付け道環第1 9 4号)(以下「規程」という。)第13条の規定に基づき、電線共同溝の保安、防災 上必要な事項を定めるものとする。

(入溝時の措置)

- 第2条 電線共同溝に入溝する場合は、入溝責任者を定めるとともに、変更があった場合 は、速やかに県土整備事務所長(以下「事務所長」という。)に届け出るものとす る。
 - 2 入溝責任者は、電線共同溝鍵貸出簿(別記様式第1)に記載し、事務所長から鍵 の貸与を受けるものとする。
 - 3 入溝責任者は、電線共同溝入溝日誌(別記様式第2)に必要な事項を記載し、その都度事務所長に提出し確認を受けなければならない。
 - 4 入溝責任者は、常に電線共同溝占用工事施行承認書、電線共同溝入溝承認書、道路占用許可書又は巡視点検計画書もしくはそれらの写しを携行しなければならない。

(作業時の措置)

- 第3条 電線共同溝内で規程に定める作業等を行う場合には、関係法令等及び次に掲げる 事項を遵守しなければならない。
 - 1 入溝者は常に2人以上とし、占用者及び施行者を表示した保安帽、作業衣を着用するとともに、入溝責任者は腕章(別記第1図)を着用するほか、身分証明書を携行すること。
 - 2 入溝責任者は、作業に際し電線共同溝内のガスの有無を確認すること。
 - 3 電線共同溝の構造及び他の収容物件の保持に支障を及ぼさないために必要な措置 を講ずること。
 - 4 電線共同溝の蓋をあけておく場合は、当該箇所に柵、工事標識を設けるとともに、原則として保安要員を配置し、夜間は赤色灯をつけるなど道路交通の危険防止に必要な措置を講ずること。

(電線共同溝の鍵の保管)

- 第4条 電線共同溝の緊急時の入出溝に必要な鍵は、事務所長が占用者に貸与する。
 - 2 貸与された鍵の保管については、保管責任者を定め事務所長に届け出るとともに 保管に万全を期さなければならない。
 - 3 貸与された鍵は、目的以外の使用をしてはならない。
 - 4 工事施行等で貸与される鍵の扱いについても緊急時用と同様な扱いをするものと する。

(その他の遵守事項)

- 第5条 電線共同溝内での巡視、点検、工事等を行う場合においては、規程第4条及び第7条に定めるところによるほか、次の各号に掲げるところによらなければならない。
 - 1 規程第3条に規定する承認に当たって、事務所長の附した承認条件を厳守するとともに、事務所長の指示に従うこと。
 - 2 電線共同溝内においては火気の使用をしないこと。ただし、事務所長が承認した 場合においてはこの限りではない。
 - 3 電線共同溝内は禁煙とすること。

(緊急時における通報)

第6条 電線共同溝において事故の発生又はそのおそれがあることを発見したものは、直 ちに緊急連絡系統図(別記第2図)に基づき通報するとともに、必要な措置を講じ、 事故の増大防止に努めなければならない。

(構内の清掃)

第7条 事務所長は、電線共同溝内を常に清潔な状態に保持するため必要に応じ清掃を行 うものとする。

(占用工事等の調整)

第8条 占用者は、規程に定める電線共同溝に係る工事又は入溝を行おうとする場合は、 緊急の場合を除き事前に事務所長と作業の時期等について調整するものとする。

(近接工事の立会)

第9条 事務所長は、電線共同溝に近接した占用工事等の申請があった場合には、現地で の立会い等必要な措置を講じなければならない。

(細則に関する疑義等)

第10条 この細則に定めのない事項又は解釈について疑義が生じた場合には、道路管理者 と占用者で協議するものとする。

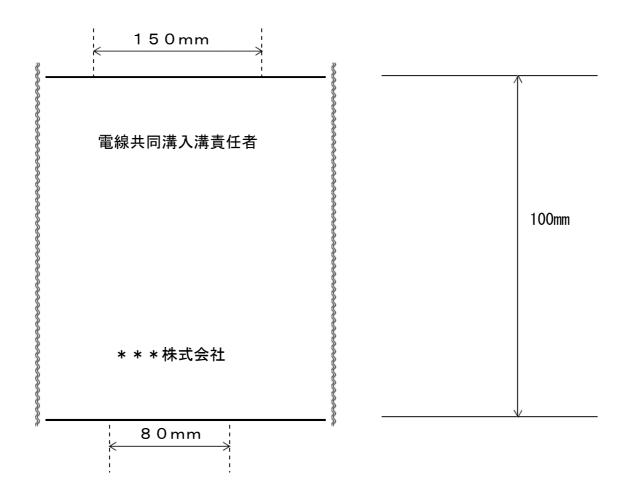
附則

この細則は、平成11年4月1日から施行する。

附則(発番)

この細則は、令和 3年4月1日から施工する。

腕 章



地 色:黄 文 字:黒

占用者において、別に定めがある場合は、上記の腕章としないことができる。

點 믒 碓 艸 熈 К Ш 0 Z
 1
 使用する鍵の番号はNO

 2
 保安帽、作業服等の安全装備をしたか

 4
 開口部の保安施設、要員は確保したか

 5
 他の占用物件等に損害を与えなかったか

 6
 禁煙を守ったか

 7
 器材が構内に放置してないか

 8
 継続工事の器材が整理されているか

 9
 作業終了時に構整の施錠はしたか

 10
 作業終了時に構整の施錠はしたか

 11
 入溝目誌に記入漏れはないか

 12
 鍵を返納したか
 邻
 1
 工事の施行承認を受けたか

 2
 入溝の承認を受けたか

 3
 火気使用の承認を受けたか

 4
 入溝の心得を再確認したか

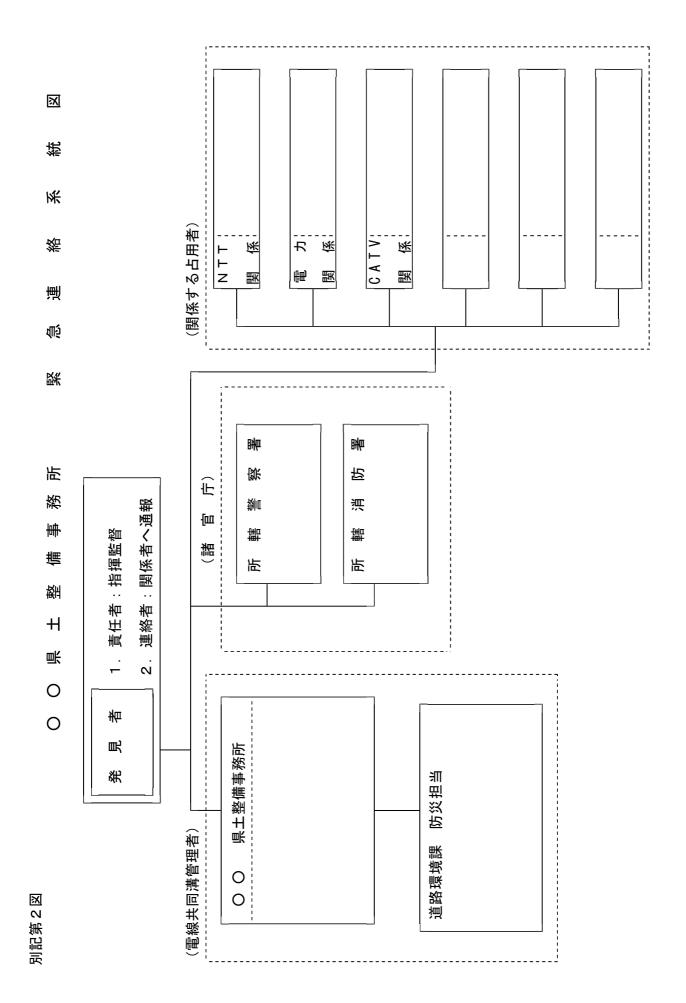
 5
 必要な立会者に立会要請したか
 1 酸欠測定器を準備したか 2 非常用消火器を準備したか 3 空気呼吸器を準備したか 日 誌 日入溝分) 現場責任者 入溝責任者 防火シートを準備したか ⇟ 道路管理者 通信関係者 電力関係者 関係者 関係者 တ エックリス 2 - 1 - 1 - 2 ω 無正 0 Z 確認者 区分 † 電線共同溝 入 (年 事前事項 쿈 特殊事項 嶶 卌 ı 9 ო 汌 Ŋ 뮈 赘 4 ო α - T事 その他 溝 . 4 0 入溝責任者 火気責任者 道路管理者特記事項 後 兴 項 道路管理者確認 - の什 十 汏 冊 別記様式第2 華紀 入溝時間 틾 岷 入溝者 入溝 华 占 4 Ŋ ď

要-43

別記様式第1

電線共同溝鍵貸出簿

	返納確認者																								
0 N	≁																								\exists
	納																								
	闷																								
	种																								\neg
	丑																								
	鴐																								
	入溝電線共同溝名																								
	鍵の番号																								
	承認番号																								
	び保管責任者	TEL	TEL																						
	者及																								
	使用和	使用者	保管責任者:																						
		公	尔	公	尔	尔	尔	尔	尔	尔	尔	次	尔		尔	次	尔	公	尔	尔	尔	公	次	公	尔
	誾	時	驻	盐	時	盐	蓝	盐	蓝	盐	串	由	串	由	時	盐	中	盐	串	盐	時	時	時	驻	拡
	羪		-	-	-						-	-	-	-	-	-	-	-	-		-	-	-		_
Ħν		П	Ш	Н	Ш	Ш	Ш	Ш	Ш	Ш	Ш	П	Ш	П	Ш	П	Ш	Ш	П	Ш	П	П	Ш	П	Ш
年度	貸出	日	月	日	月	日	町	日	町	日	月	日	月	日	月	月	月	月	月	日	月	日	月	月	田
١		皿	HH	皿	H	皿	H	皿	H	皿	H	皿	HH	回	HH	皿	HH	皿	HH	皿	H	皿	HH	皿	H



要-45

電線共同溝の整備における交通安全施設の

取り扱いについて

電線共同溝の整備における交通安全施設の取り扱いについて

県土整備部道路環境課

県事業においては、原則として下記のとおり取り扱うこととする。

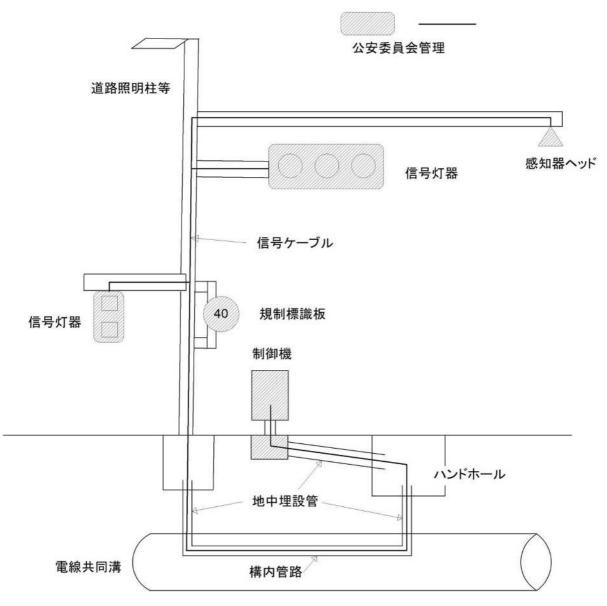
記

- 1. 埼玉県公安委員会(以下、公安委員会)が整備する交通安全施設の機器(信号灯器、 車両感知器ヘッド、交通規制標識板等)は道路の効率的な占用という観点から道路管 理者が整備する道路照明柱等(公安委員会が整備する交通安全施設を取り付けるため の支柱、腕金を含む。)に共架することができることとし、それぞれ整備した者が管 理する。
- 2. 公安委員会が整備する交通安全施設に必要な地中埋設管(横断管を含む。)及びハンドホールは道路管理者が整備、管理し、公安委員会はこれにケーブルを配線、管理する。地中埋設管が未整備の場合は、公安委員会は道路管理者が整備する地中埋設管を使用することができる。
- 3. 公安委員会が使用する地中埋設管等については費用負担の対象としない。
- 4. 電線共同溝整備に伴い、既に整備されている交通安全施設を移設する場合は、道路管理者が費用負担する。
- 5. 公安委員会及び道路管理者がそれぞれ管理する施設が交通事故、天災、老朽化等により交換または点検の必要が生じた場合は、それぞれの管理区分に従い実施する。
- 6. 本取り扱いに定めのない事項または疑義が生じた場合は、公安委員会と道路管理者は協議することとする。

基本的費用負担区分

		事の種類	費用負担区分						
	=	尹 少/性/規	公安委員会	道路管理者					
交通安全施設		新設工事	0						
	機器	移設工事		0					
		美装化工事	0						
	ケーブル	新設工事	0						
	ケーブル	移設工事		0					
電網	以共同溝内管路	各工事		0					
地中	埋設管工事	(ハンドホール含む)		0					

主な施設の管理区分



昭和63年4月1日

交規第 956号

道維第 26号

第 書

埼玉県警察本部交通部交通規制設

埼玉県土木部道路維持課

埼玉県警察本部交通部交通規制課長(以下「甲」という。)と埼玉県土木部道路維持課長(以下「乙」という。)とは、甲の交通信号機を乙の街路灯柱に共架することに関し、 次のとおり了解する。

記

- 1 街路灯柱、脛明器具、安定器及び付属する施設の設置管理は、乙の責任において行うものとする。
- 2 街路灯柱の基礎及び地下埋設管の維持管理は、乙の責任において行うものとする。
- 3 信号灯器、灯器取付器具及び信号ケーブル等交通信号機の制御関係の施設の設置管理 は、甲の責任において行うものとする。
- ・ 街路灯柱等が交通事故、天災、老朽化等により立替の必要性が生じた際は、甲、乙それぞれの管理責任により行うものとする。また、維持管理のため保守点検の必要性が生じた場合も同様とする。
- その他維持管理等疑論が生じた場合は、その都度甲、乙は、協議を行うものとする。